

花ハウスすみれ館 重要事項説明書 (ユニット型指定短期入所生活介護)

1. 運営方針

要介護状態にある利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを運営方針とします。

2. 事業者の概要

法人種別・名称	社会福祉法人読売光と愛の事業団
代表者氏名	理事長 水 田 邦 雄
法人所在地	東京都千代田区大手町 1-7-1 読売新聞東京本社内

3. 施設の概要

施設名称	地域密着型介護老人福祉施設 花ハウスすみれ館
管理者名	施設長 小坂 剛
施設所在地	神奈川県川崎市多摩区菅馬場 3-21-1
電話番号	0 4 4 - 5 4 3 - 9 0 1 1
介護保険事業所番号	1 4 7 5 4 0 1 6 8 1

4. 職員体制 (令和8年8月1日 現在)

従事者の職種	員数	区 分			
		常 勤		非常勤	
		専任	兼任	専任	兼任
管 理 者	1 名	名	1 名	名	名
介護支援専門員	1 名	名	1 名	名	名
生 活 相 談 員	1 名	名	1 名	名	名
ユニットリーダー	4 名	名	4 名	名	名
介 護 職 員	17 名	名	12 名	名	5 名
看 護 職 員	3 名	名	名	名	3 名
栄 養 士	4 名	名	4 名	名	名
医 師	1 名	名	名	名	1 名

5. 設備の概要

区 分	数 量 ・ 規 模		備 考
入所定員	5 名		別途、空室利用も可
居 室	個 室	5 室 (1 室 13.2㎡以上)	便所・洗面所付
共同生活室	1 室 (1 室 97.60㎡)		
浴 室	1 室 (1 室 26.46㎡)		一般浴槽・特殊浴槽

6. 当施設のサービス内容

食 事	朝食：午前 8 時 ～午前 10 時 昼食：午後 0 時 ～午後 2 時 ※原則、所定の食堂にて提供します。 夕食：午後 6 時 ～午後 8 時
入 浴	利用者が身体の清潔を維持出来るように入浴又は清拭など適切な方法により清潔の保持ができる機会を提供します。
介 護	ご希望や状況に応じて適切なサービスを提供します。 着替え介護、食事介護、排泄介護（含む、おむつ交換）、施設内の移動の付き添い、体位交換、シーツ交換等
機 能 訓 練	必要に応じて機能訓練指導員が機能維持訓練を行います。
健 康 管 理	看護職員が利用者の皆様の健康管理に努めますが、原則として、施設では薬の処方が出来ませんので、利用期間中のお薬はご持参ください。また、利用中に容態等の変化により施設での生活が困難となられた場合は、主治医、家族または身元引受人に連絡をとる等の必要な措置を講じ、状況により契約を終了させていただく場合もございます。
理 美 容	理美容事業者が理美容サービスを実施しております。
貴重品及び 証書管理	施設では証書、貴重品のお預かりはしておりません。 貴重品、不要な金銭等はお持ちにならないようお願い致します。
立 替 金	利用者に係る特定の医療機関の診察料、日用品購入費等について、1 か月間立替払いをし、翌月に施設利用料等と一緒に、指定いただいた金融機関口座から、自動引き落としさせていただきます。

7. 利用者負担金

（１）利用者の方からいただく負担金は次の通りです。

1. 介護報酬に係る費用

種 別		短期入所生活介護		サービス 1 回あたりの単位数、金額				R6. 6. 1
地域加算		2 級地	10.88 円					
項 目			所 定 単位数	本人負担額 (1割の場合)	本人負担額 (2割の場合)	本人負担額 (3割の場合)		
基本額	併設型ユニット型 短期生活介護（Ⅰ）	要介護 1	704 単位	約 766 円	約 1,532 円	約 2,298 円		
		要介護 2	772 単位	約 840 円	約 1,680 円	約 2,520 円		
		要介護 3	847 単位	約 922 円	約 1,844 円	約 2,765 円		
		要介護 4	918 単位	約 999 円	約 1,998 円	約 2,996 円		
		要介護 5	987 単位	約 1,074 円	約 2,148 円	約 3,222 円		
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		1日につき	18 単位	約 20 円	約 40 円	約 59 円		
送迎加算費		片道につき	184 単位	約 201 円	約 401 円	約 601 円		
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ		1月につき	(1ヶ月の総単位数 × 17.6%) のうちの1割相当分		左記の2割相当分	同 3割相当分		

2. その他の費用

共 用					
滞在費			1日につき		2,261 円
食費			朝食		607 円
			昼食		926 円
			おやつ		106 円
			夕食		820 円
日用品費			利用者・家族の希望		実 費
教養娯楽費			利用者・家族の希望		実 費
特別な食事			利用者・家族の希望		実 費
理美容代	パーマ、カラー等を提供		利用者・家族の希望		別 紙
行事代	行事に参加した場合の参加費等		利用者・家族の希望		実 費
交通費	通常の実施地域以外の地域に送迎を行う場合（1回につき）		事業者から概ね5 k m未満		500 円
			以降5 k mを超えて1 k m毎に		100 円
キャンセル料	利用期間中の各利用日の前日までに連絡がなかった場合、介護報酬に係る利用者負担金（1～3 割分）及び滞在費及び食費注文済分				実 費
負担限度額適用者	保険料第一段階	居住費	1日につき		880 円
		食費	1日につき		300 円
	保険料第二段階	居住費	1日につき		880 円
		食費	1日につき		390 円
	保険料第三段階①	居住費	1日につき		1,370 円
		食費	1日につき		680 円
	保険料第三段階②	居住費	1日につき		1,470 円
		食費	1日につき		1,420 円

※負担限度額の適用につきましては、保険者が発行する介護保険負担限度額認定証によります。

8. 送迎について

- ① 身体状況や家族の状況等により来所できない方については、送迎することがあります。通常の送迎実施地域は、川崎市多摩区、麻生区、東京都稲城市の各区域です。送迎時間は天候や交通事情などにより変更する場合があります。送迎する場合は、施設の定める実費をいただきます。
- ② 通常の送迎実施地域以外の方は、家族による送迎か、福祉タクシー等を利用して来所いただきます。
- ③ 送迎体制が整わない時は、施設が送迎を行わない場合があります。

9. サービス利用に当たっての留意点及び禁止事項

- ① 面会時間 9時30分から17時まで。来訪者は面会時間を遵守してください。
- ② 外出・外泊 外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。
- ③ 喫煙・飲酒 喫煙・飲酒は決められた場所以外ではお断りします。
- ④ 居室・設備・器具の利用 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ⑤ 迷惑行為 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、みだりに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
- ⑥ 宗教活動・政治活動 施設敷地内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ⑦ 動物飼育 施設敷地内へのペットの持ち込みはお断りします。
- ⑧ 個人管理 利用者御本人の管理による金銭・携帯電話・備品等に関して、当施設の責に帰すべき事項以外の事故・紛失等につきまして、一切の責任を

- ⑨ 問い合わせ 対応 負うことはできません。
利用者の希望の有無にかかわらず、電話による居室（利用場所）案内や利用の事実（の有無）に関しても一切お答えしていません。
- ⑩ ハラスメント 社会通念の範囲を超えた言動（カスタマーハラスメント）は、職員の心身の健康、安全に働ける環境が脅かされ、通常の体制でサービスを提供することが困難になる恐れがありますので、お控えください。

10. 情報の開示

当施設では利用者、身元引受人、連帯保証人及び担当の居宅介護支援事業所（介護支援専門員）に対し、利用者の日頃の状況や健康状態などについて、可能な限り情報を提供するようにしています。

利用者の立替金等の状況については、施設利用料と同時に明細書でお知らせいたします。ご不明な点は、施設にお気軽にご質問ください。

11. 協力病院等

<協力病院・協力医療機関>

名 称	医療法人社団 晃進会 たま日吉台病院
所 在 地	川崎市麻生区王禅寺1105番地
電話番号	044-955-8220
診 療 科	内科、呼吸器内科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科 他
入院設備	有り

<協力医療機関>

名 称	医療法人社団 総生会 麻生総合病院
所 在 地	川崎市麻生区上麻生 6-25-1
電話番号	044-987-2522
診 療 科	内科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、眼科、皮膚科 他
入院設備	有り

12. 身体拘束の禁止

- ① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。
- ② やむを得ず身体拘束を行う場合には、「同意書」により本人及び身元引受人の同意を得て行い、対応方法・時間・利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 緊急時の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、嘱託医、救急機関等に連絡します。

緊急連絡先 ①	氏 名 : 連 絡 先 :
緊急連絡先 ②	氏 名 : 連 絡 先 :

14. 非常災害対策

災害時の対応	「地域密着型介護老人福祉施設 花ハウスすみれ館消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	「地域密着型介護老人福祉施設 花ハウスすみれ館消防計画」により年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。
防 災 設 備	スプリンクラー、避難階段、自動火災報知器、誘導灯、補助散水栓、ガス漏れ報知器、防火扉、非常通報装置、漏電火災報知器、非常用電源、カーテン、布団等は、防災性能のあるものを使用しております。
消防計画等	防火管理責任者 山 田 晃 裕

15. 虐待防止

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止の対策を検討する委員会の定期的な開催と、その結果の職員への周知徹底。
- ② 虐待防止のための指針の整備。
- ③ 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- ④ ①～③の措置を適切に実施するための担当者の設置。

16. 個人情報の保護

- ① 事業者及びその職員は、本サービスを提供する上で知り得た利用者、その家族、身元引受人及び連帯保証人に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ③ 事業者又は施設は、法令に基づく場合その他正当な理由がある場合を除き、利用者、その家族、身元引受人又は連帯保証人からあらかじめ文書で同意を得ない限り、他の介護サービス事業者、医療機関又は行政機関その他の関係機関等の第三者に対し、利用者、その家族、身元引受人又は連帯保証人の個人情報を提供しません。
- ④ 守秘義務は、本契約の終了後も継続します。

17. 相談窓口、苦情対応（当施設相談窓口）

【1】 サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

施設相談窓口	花ハウスすみれ館 相談員 電話番号 044-543-9011 よみうりランド花ハウス（本体施設） 施設長 小坂 剛 事務長 今井 隆 電話番号 044-969-3111 対応時間 9:00 ～ 17:00 土、日祭日、年末年始を除く
苦情相談解決 第三者委員	小池 多恵子（菅第2地区民生委員児童委員協議会会長） 電話番号 044-945-4611

【2】 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

川崎市役所 高齢者事業推進課 事業者指導係	電話番号 044-200-2910 fax番号 044-200-3926 対応時間 9:00 ～ 17:00 土、日祭日、年末年始を除く
多摩区役所 高齢者・障害課 高齢者支援係	電話番号 044-935-3266 fax番号 044-935-3396 対応時間 8:30 ～ 17:00 土、日祭日、年末年始を除く
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	電話番号 045-329-3447 利用時間 8:30 ～ 17:15 土、日祭日、年末年始を除く
かながわ福祉サービス 運営適正化委員会	電話番号 045-311-8861 fax番号 045-312-6302 利用時間 9:00 ～ 17:00 日祭日、年末年始を除く

18. 第三者評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況	1 あり	直近の実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

19. 事故防止対策

- ① 施設は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故防止の指針を定め、利用者の事故を未然に防ぐための体制を整備していますが、防ぎきれない事故（転倒や転落、利用者同士の接触など）があることをご理解お願い致します。
- ② 事故が発生した場合は、速やかに身元引受人等、市町村に連絡し、事故の状況や事故に

際して採った処置を記録します。

- ③ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者の責めに帰することのできない事由による事故であるときは、この限りではありません。

20. 業務継続計画

施設は、感染症や非常災害の発生時に、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

21. 料金改定の手続

- ① 契約期間中、介護保険法等の法令改正及び施設の料金改定により利用者の負担金の改定が必要となった場合には、料金改定後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を説明し、本契約の継続について契約者の意思を確認するものとします。

22. 反社会的勢力の排除

施設と利用者または身元引受人は、それぞれの相手方に対し、次の各号に掲げる事項を確約します。

- (1) 自らが暴力団、暴力団関係者若しくはこれに準ずる者又は構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する理事、またはこれらに準ずる者をいう。）または身元引受人が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の行為または業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

23. 携帯電話・スマートフォン等（タブレットを含む）持ち込みのルール

- ① 自己管理できる利用者は、施設内での携帯電話・スマートフォン等（以下、スマホ。タブレットを含む）の使用を認めます。
- ② 老化や認知症の進行などにより利用者の自己管理力が低下してきた場合は、携帯電話・スマホを身元引受人・家族にお引き取りいただきます。
- ③ 利用者の自己管理力が低下してもなお「利用者の精神的安定のために携帯電話・スマホを使わせてあげたい」と希望する身元引受人・家族は、利用者の携帯電話・スマホ等を点検し、家族が了解する電話番号、問題ないと認めるアプリ以外は家族の責任で削除していただきます。施設側の要請に関わらず、身元引受人・家族がこれを怠った場合、当施設の判断で携帯電話・アプリの使用を禁止させていただきます。なお、通話料やアプリの使用に伴う料金請求、損失に関して、当施設は一切の責任を負いません。
- ④ 携帯電話・スマホ等は落下して破損・故障するリスクが高い機器です。職員が故意または悪意をもって利用者の携帯電話・スマホ等を破損させた場合を除き、施設は損害の補償はいたしません。これを利用者、身元引受人・家族の皆様にご了解いただくことが、施設内に利用者の携帯電話・スマホ等を持ち込む場合の条件となります。

24. カスタマーハラスメント防止指針

社会福祉法人読売光と愛の事業団(以下「事業者」という。)は「カスタマーハラスメント防止指針」を制定し、令和8年7月1日施行しました。近年、カスタマーハラスメント(以下「カスハラ」という。)が社会問題化する中、事業者が運営する高齢者介護施設の職員に対する利用者、家族、親族等からのカスハラを防止し、職員の安全と健康を確保し、適切な介護サービスの提供を維持することが目的です。

指針は、カスハラに該当する行為としては、以下のものを定義し、禁止しています。

1. 身体的な攻撃： 暴行、傷害、物品の投げつけ等。
2. 精神的な攻撃： 脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、ひどい暴言、理不尽な叱責等。
3. 威圧的な言動： 土下座の要求、執拗な謝罪要求、机を叩く、大声で怒鳴る等。
4. 拘束行為： 長時間の電話や面談、居座り、執拗な付きまとい等。
5. 過剰な要求： 契約範囲外のサービスの強要、過度な金品要求、特定の職員の解雇・交代要求等。
6. プライバシー侵害： 職員の顔写真・動画の無断撮影、SNS 等への投稿、個人情報の拡散等。
7. 性的言動： 身体への接触、わいせつな発言、性的嫌がらせ(セクシュアルハラスメント)等。

カスハラが発生した場合、事業者と施設は組織として対応し、悪質なカスハラ(暴力、脅迫、不退去等)の場合は、躊躇なく警察への通報や弁護士等への相談を行い、法的措置を含めた対応をとります。不当な言動が、改善勧告にもかかわらず継続し、適切な介護サービスの提供が困難であると事業者が判断した場合、事業者は利用契約書及び重要事項説明書の規定に基づき、サービスの停止または利用契約の解除を行うこともありますので、このようなことが起きぬよう、カスハラ防止に皆様のご協力をお願いいたします。

令和8年 月 日

地域密着型介護老人福祉施設サービス利用契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明いたしました。

事業者名 社会福祉法人読売光と愛の事業団

施設名 花ハウスすみれ館・ユニット型指定短期入所生活介護

説明者名 _____

令和 年 月 日

私は、短期入所生活介護サービス利用契約の締結にあたり、施設から重要事項について説明を受け同意し、交付を受けました。

利 用 者 〔住 所〕 _____

 〔氏 名〕 _____

身元引受人 〔住 所〕 _____

 〔氏 名〕 _____

(利用者との続柄： _____)

附 則

この重要事項説明書、利用契約書は、令和8年8月1日以後に締結する契約に適用する。

平成27年4月1日改正

平成30年4月1日改正

令和元年5月1日改正

令和3年4月1日改正

令和5年4月1日改正

令和6年4月1日改正

令和6年8月1日改正

令和8年8月1日改正